

大和市告示第54号

大和市病児保育事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市病児保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院、保育所等が実施する病児保育事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「病児保育」とは、保育を必要とする乳児若しくは幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の場所において行う一時的な保育をいう。

(補助事業)

第3条 補助事業は、病児保育事業実施要綱（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「病児保育事業の実施について」別紙。以下「国実施要綱」という。）4(1)に規定する病児対応型の病児保育事業とする。

(補助の対象者)

第4条 補助の対象者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する第2種社会福祉事業を営む事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの（以下「事業者」という。）とする。

- (1) 大和市内で補助事業を実施していること。
- (2) 補助事業の実施に関する協定を市長と締結していること。
- (3) 社会福祉法第69条第1項の規定により神奈川県知事に第2種社会福祉事業を開始した旨の届出を行っていること。

(補助金の額等)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱（平成28年10月25日施行。以下「県交付要綱」という。）第2条第12号に

掲げる病児保育事業を実施するために必要な経費（県交付要綱別表に規定する対象経費に限る。）とする。

- 2 補助金の額は、別表第1基本分の項補助基準額の欄に定める額（同表加算分の項に規定するそれぞれの区分に応じた加算の適用がある場合は、当該加算分の項補助基準額の欄に定める額を加えた額）、補助対象経費の実支出額及び総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、最も低い額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める日までに、規則第4条に規定する書類に、市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による申請をするに当たり、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第2項の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価500,000円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により、当該事業を所管する大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収

入の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(補助金の請求等)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、病児保育事業費補助金請求書により市長に請求しなければならない。この場合において、市長は、正当な請求書を受領した日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による補助金の交付の請求は、前期分（当該年度の4月から9月まで）及び後期分（当該年度の10月から3月まで）の各区分に応じ、それぞれ市長が定める日までに行うものとする。

(事業実績の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する書類その他市長が必要と認める書類を、毎年4月3日（第6条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該事業を中止し、又は廃止した日から15日を経過した日）までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前項の書類を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算法、積算の内訳等を記載した書類を提出しなければならない。ただし、当該書類の提出時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、前条第1項の書類を提出した後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の1支部、1支社、1支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による報告の後に、速やかに当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の整備等)

第 1 1 条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての書類を整備し、当該補助事業が完了した会計年度の翌年度から起算して 1 0 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した価格が単価 5 0 0 , 0 0 0 円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分の完了する日又は適化法施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定により当該事業を所管する大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。

(様式)

第 1 2 条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第 2 に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

区分		補助基準額
基本分		県交付要綱別表病児保育事業の項、3 基準額の欄、1 病児対応型(1)基本分、1 か所当たり年額に掲げる額
加算分	年間延べ利用児童数に応じた加算	県交付要綱別表病児保育事業の項、3 基準額の欄、1 病児対応型(2)加算分、ア 年間延べ利用児童数に応じた加算の表に掲げる年間延べ利用児童数の区分に応じた基準額
	研修参加費用に係る加算	県交付要綱別表病児保育事業の項、3 基準額の欄、1 病児対応型(2)加算分、エ 研修参加費用 職員 1 人当たり年額に掲げる額
	低所得者減免分加算	大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例（平成 26 年大和市条例第 21 号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する額に生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である児童の年間延べ利用者の数を乗じて得た額

備考 交付申請時における補助基準額の算定に当たり、事業者が前年度、既に補助事業を実施している場合は、前年度の利用児童数の実績により算出するものとし、補助事業実施初年度の場合は、協議により仮算出するものとする。

別表第 2（第 1 2 条）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	病児保育事業費補助金請求書	第 8 条
第 2 号様式	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	第 1 0 条